

海外旅行傷害保険

2024年1月31日をもって、海外旅行傷害保険の付帯を終了いたします。(詳しくは[こちら](#)をご確認ください。)

本人会員および家族会員の海外旅行中の事故によるケガ等を補償します。

(海外旅行の旅行代金等をBLUE ROSE CARDであらかじめお支払いいただくことが条件です。)

カードご加入日(カード発行日)翌日の午前0時以降に日本を出発される旅行が対象となります。

海外旅行中のケガや病気、携行品の盗難などの損害に対しても補償いたします。

補償項目	保険金額
傷害死亡・後遺障害	最高2,000万円
傷害治療費用	50万円
疾病治療費用	50万円
個人賠償責任	2,000万円
携行品損害	15万円(免責金額3,000円)
救護者費用	100万円

●保険サービスのご案内

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金のお支払いの可否は普通保険約款及び特約等に基づきます。

●お支払いする保険金および費用保険金のご説明

海外旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

●海外旅行傷害保険

海外旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガや病気を被ったとき等の場合、次の保険金をお支払いします。

【ご注意】

死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(*1)の合計額が、最高支払上限額(*2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(*1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額(*2)から、他のクレジットカード付帯保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額(*1)を限度にお支払いします。なお、下記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

(*1) 他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。

(*2) それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

◆傷害

●死亡・後遺障害

保険金額	最高2,000万円(注1)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合
お支払いする保険金	(1) 死亡の場合: 保険金額の全額 (2) 後遺障害の場合: 後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 闘争行為・自殺行為・犯罪行為 (3) むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注5) (4) 戦争、外国の武力行使、政権奪取、内乱または革命等その他これらに類似の事変または暴動(注6) (5) 放射能汚染または放射線照射 (6) 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (7) 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 (8) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (9) 旅行開始前または終了後に発生したケガ など

●治療費用

保険金額	50万円(1事故の限度額)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害のため医師の治療を要した場合
お支払いする保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。(注8)</p> <p>(1) 診察費、処置費、手術費および入院費 (2) 入院または通院のため必要となった交通費 (3) 治療のため必要となった通訳雇入費用 (4) 入院により必要となった次の費用(ただし1回の事故について20万円を限度とします。) イ・通信費 ロ・身の回り品購入費(5万円限度) (5) 入院のため負担増となった帰国費用、行程復帰費用 (6) 義手・義足の修理費 など</p>
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	<p>(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 闘争行為・自殺行為・犯罪行為 (3) むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注5) (4) 戦争、外国の武力行使、政権奪取、内乱または革命等その他これらに類似の事象または暴動(注6) (5) 放射能汚染または放射線照射 (6) 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、賞せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (7) 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 (8) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (9) 旅行開始前または終了後に発生したケガ など</p>

◆疾病

●治療費用

保険金額	50万円(1事故の限度額)
保険金をお支払いする場合	<p>(1) 被保険者が旅行行程(注2)中に疾病にかかり、旅行行程中または責任期間終了後48時間以内に発病した疾病について責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 (2) 被保険者が旅行行程中に感染した感染症(注3)を直接の原因として責任期間終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>
お支払いする保険金	治療を開始した日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用(支払対象は上記傷害治療費用保険金と同じ。ただし(6)は除きます。)のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。(注8)
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	<p>(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 自殺行為、闘争行為、犯罪行為 (3) 刑の執行 (4) 妊娠、出産、流産または早産に起因する疾病 (5) 歯科疾病 (6) 放射能汚染または放射線照射 (7) むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注5) (8) 旅行開始前に発病した病気(既往症) など</p>

◆個人賠償責任

保険金額	2,000万円(1事故の限度額)(免責金額なし)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程(注2)中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害、または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負った場合
お支払いする保険金	<p>1事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度として個人賠償責任危険保険金をお支払いします。 ※ 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害防止費用、示談交渉費用および争訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合は、示談交渉費用および争訟費用は個人賠償責任危険保険金額の損害賠償金の額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。 ※ 賠償金の額の決定には、事前に引受保険会社の承認を必要とします。</p>
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	<p>(1) 保険契約者、被保険者の故意 (2) 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (3) 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (4) 同居する親族および旅行行程をおなじくする親族に対する損害賠償責任 (5) 受託物※に関する損害賠償責任 など ※ ホテルの客室および客室外ならびに客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)および賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品は受託物から除きます。</p>

◆**携行品損害**

保険金額	15万円(1旅行中・保険期間中(注4)限度額)(免責金額3,000円)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程(注2)中に発生した偶然な事故により携行する身の回り品(注7)に、盗難、破損などによって損害が発生した場合 ※通貨、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、山岳登山等危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具などは含みません。
お支払いする保険金	携行品1個(1組または1対)あたり10万円(パスポート・航空券・乗車船券については5万円)を限度として時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中の支払限度額とします。 ※1回の事故ごとに損害額のうち、免責金額(自己負担金額)3,000円は被保険者負担となります。
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2)保険の対象の欠陥、自然の消耗、かき傷または塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 (3)差押え、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使(ただし、火災消防・避難処置としてなされた場合を除きます。) (4)保険の対象の置き忘れまたは紛失 など

◆**救護者費用等**

保険金額	100万円(1旅行中・保険期間中(注4)限度額)
保険金をお支払いする場合	(1)旅行行程(注2)中にケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (2)旅行行程(注2)中に病氣、妊娠、出産、早産、流産により責任期間中に死亡した場合 (3)旅行行程(注2)中に発病した病氣のため、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(旅行行程(注2)中に医師の治療を開始し、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りします。) (4)旅行行程(注2)中のケガのため、7日以上続けて入院した場合 (5)旅行行程(注2)中に発病した病氣のため、7日以上続けて入院した場合(旅行行程(注2)中に医師の治療を開始していた場合に限りします。) (6)旅行行程(注2)中に搭乗中の航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (7)旅行行程(注2)中の急激かつ偶然な外来の事故により旅行者(救護対象者)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
お支払いする保険金	保険契約者、旅行者(救護対象者)およびその親族の方が支出された次の費用を保険期間を通じ、社会通念上妥当と認められる金額を救護者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 (1)捜索救助費用 (2)現地への航空運賃など交通費(3名分限度) (3)現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料(3名分限度)(ただし、1名につき14日分限度) (4)現地からの移送費用 (5)遺体処理費用(100万円限度) (6)渡航手続費等の現地での諸雑費(20万円限度) ※傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金がお支払われるべき費用についてはお支払いの対象となりません。
主な免責事由 (保険金が支払われない主な場合)	(1)保険契約者、救護対象者、救護対象者の親族または保険金受取人の故意または重大な過失 (2)戦争、外国の武力行使、政権奪取、内乱、革命等の事変(注6) (3)自殺行為(ただし、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合を除きます。) など

- (注1) 被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード(法人等がカード利用代金支払債務を負うもの)および法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額(*)の合計額を限度として保険金をお支払いします。(*)それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。 ※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。
- (注2) 旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から3か月後の午後12時までを限度とします。
- (注3) 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*), ならびに顎口虫(がっこうちゅう)をいいます。(*)新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。
- (注4) 引受保険会社所定の期間によります。
- (注5) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (注6) テロ行為によって発生したケガや損害に関しては、自動セットの特約により保険金のお支払いの対象となります。
- (注7) ご旅行開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。
- (注8) 既に存在していた身体の障害や病氣の影響により、ケガや病氣の程度が大きくなった場合、その影響がなかった時に相当する保険金をお支払いします。

保険会社等のご連絡窓口について

●事故が発生した場合は遅滞なく「AD海外あんしんダイヤル日本センター」までご連絡ください。

(受付時間:24時間365日 ※おかけ間違いにご注意ください)

★海外から(あらゆる国・地域からコレクトコール)

(81)50-3820-6919 (※1)

※日本国内からは**0120-668-057** (無料)(※2)におかけください。

(※1) 無料電話を利用可能な国・地域以外にご滞在のお客さまは、国際電話局オペレータ(交換手)経由にて通話料のご負担のないコレクトコールをご利用ください。

(携帯電話からも利用できます。ただし、国・地域によっては利用できない場合があります)

(※2) IP電話からはつながらない場合があります。この場合「050-3820-6919」におかけください。通話料がかかった場合はお客さま負担となります。

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社